

幼保連携型認定こども園 多摩川幼稚園
令和8年度 認定区分別保護者負担額 早見表

☆令和8年度に補助金改定があった場合は、保護者の実質負担額が増えない範囲で
印の費用（1号教育充実費・給食材費）を改定する場合があります。

		1号認定児（新2号認定児含む） 1号教育充実費 13,000円＋給食材費 ー保護者補助金 ー給食費補助								2号認定児 2号教育充実費 11,800円＋給食材費 ー給食費補助 ＊保護者負担軽減費補助金はなし					
区分	世帯区分	小学3年 以下対象	在園児 のみ対象	1号 教育充実費	給食材費	納入 月額	保護者負担 軽減費補助金	※2 あきる野市 給食費補助	実質 負担額	小学校就学 前のうち	2号 教育充実費	給食材費	納入 月額	※2 あきる野市 給食費補助	※3 実質 負担額
①	生活保護世帯	第1子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	9,600	1,100	3,400	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	1,600	13,400	1,800	11,600
②	市民税 非課税世帯	第1子	在園第1子	13,000	※1 1,100	14,100	6,600	1,100	6,400	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	1,600	13,400	1,800	11,600
		第2・3子	在園第1子 在園第2子		※1 1,100		9,600	1,100	3,400						
③	市民税の 所得割額 77,100円以下 （～360万円未満）	第1・2子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	5,200	1,100	7,800	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	1,600	13,400	1,800	11,600
		第3子	在園第1子				9,600	1,100	3,400						
			在園第2子					1,100	3,400						
④	市民税の 所得割額 211,200円以下 （～680万円未満）	第1・2子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	5,200	1,800	10,000	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	6,100	17,900	1,800	16,100
		第3子	在園第1子					4,000	7,800					4,900	13,000
			在園第2子					1,100	4,000						
⑤	市民税の 所得割額 256,300円以下 （～730万円未満）	第1・2子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	5,200	1,800	10,000	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	6,100	17,900	1,800	16,100
		第3子	在園第1子					4,000	7,800					4,900	13,000
			在園第2子				8,400	1,100	4,600						
⑥	上記以外 （730万円以上～）	第1・2子	在園第1子 在園第2子	13,000	※1 1,100	14,100	5,200	1,800	10,000	在園第1子 在園第2子	※3 11,800	6,100	17,900	1,800	16,100
		第3子	在園第1子					4,000	7,800					4,900	13,000
			在園第2子					1,100	7,800						
	全世帯	第3子	在園第3子	13,000	※1 1,100	14,100	世帯区分による	0	3,000～7,400	在園第3子	※3 11,800	1,600	13,400	0	13,400

※1：副食費の不徴収区分であるため、2,900円を引いた金額（詳しくは下記[2 給食食料費の内訳について]参照）
※2：幼稚園・保育所その他施設の3歳児以上の在園児対象で、第1子は1,800円／月、第2子は4,900円／月（給食材費のみ）を限度に補助されます。（在園第3子は対象外です）
※3：2号認定の区分が「保育短時間」の場合は、園独自の措置として、教育充実費を5,000円減免（割引）いたします。そのため、実質負担額は記載されている金額より5,000円少ない金額となります。

【注意】1. 毎月の納入月額は、1号、2号のそれぞれの赤色の額となりますが、保護者補助金（1号児のみ）及び給食費補助金が交付されるので、実質負担額は青色の額となります。

2. 給食食料費の内訳について

＊ ①～③区分と④～⑥区分の第3子（1号児は小3までの兄弟からカウント、2号児は小学校入学前の兄弟からカウント）は副食費が不徴収となります。

保護者負担の給食費（食料費他）の内訳は、施設型給付のそれぞれの額をベースに年間の食数（2号児の食数は1号児の約1.5倍）等を考慮して、以下の表の通りに設定しています。

	主食	副食	給食料費計
1号児	1,100	2,900	4,000
2号児	1,600	4,500	6,100

＊ 教育充実費は、保育時間の短い1号認定の子どもの方が、2号認定の子どもより高くなっています。

これは、給食にかかる食料費以外の経費について、2号児は全額が補助金で賄われるのに対し、1号児は補助率が低いからです。

3. 認定区分別の正確な実質負担額を比較する場合は、青字の実質負担額に以下の⑦+④を加味する必要があります。

⑦ プレイルーム（預り保育）利用料

① 1号児、新2号児：原則200円/1時間（18時00以降は300円/30分）
＊ 年契約の場合は11,500円/月（7時00分～18時00分）
＊ 新2号児の場合、利用日数×最大450円（月額最大11,300円）まで補助あり

② 2号児：以下の時間はプレイルームの利用料なし
● 保育育短時間認定：8時30分～16時30分
● 保育標準時間認定：7時00分～18時00分

④ プレイルーム利用時の追加給食費（半日保育日・長期休暇中の給食）

① 1号児、新2号児：530円/1食
＊ 年契約の場合は3,300円/月（プレイルームの年契約園児のみ対象）
＊ お弁当の持参不可

② 2号児：追加給食費なし

4. あきる野市以外の方は各市町の保護者補助金の金額をご確認ください。